

交通安全情報

令和3年12月9日

【編集・発行】

稚内市生活福祉部
生活衛生課市民生活G
☎(0162)23-6413

交通事故死ゼロ 継続中!!

稚内市は、市民及び交通安全関係団体の皆さんの努力で、
交通事故死ゼロ991日(12/8現在)継続中です

■年末を控え飲酒の機会が多くなりそうですが、二日酔い運転を含め、飲酒運転は重大な犯罪です。「飲酒運転をしない、させない、ゆるさない」意識で絶対にやめましょう。

■スピードダウンで安全運転につとめ、子どもや高齢者の道路横断にも対応できる安全な速度で運転しましょう。

■週末からの寒波で根雪も予想されます。

降雪や凍結路面によるスリップ事故の恐れがあります。交差点などではスピードダウンや早めのブレーキを心がけ、スリップ事故を防止しましょう。

■交通安全で、年末年始をおくれますよう、皆様のご協力をお願いいたします。

運転免許証の有効期間延長措置が終了します

新型コロナウイルス感染症対策として行っていた、運転免許証の有効期間の3カ月延長措置が令和3年12月28日で終了します

運転免許証の裏に書かれている「令和●年●月●日まで運転及び更新可能」の日付までに更新手続きをおこなってください。

警察署で更新手続きをする方など更新手続きとは別の日に更新時講習を受講する方は、有効期限までに更新時講習を受講しなければ、免許が失効してしまいます。

コロナウイルス感染症対策は継続しています。講習が予約制になっている場合がありますので、予めご

了承下さい。

70歳以上の方で、有効期間の延長措置を受けている方は、有効期までに高齢者講習を受講し、更新時講習を受講しなければ免許が失効してしまいます。

高齢者講習は、予約制となっており地域によっては予約がとりにくい場合もありますので、早めに予約して更新手続きに間に合うように受講してください。